



〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県庶務集中局物品契約課  
電話 0857-26-7431

- (3) 企画提案参加申込書の提出  
このプロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。
- ア 提出書類  
企画提案参加申込書（様式第1号）
  - イ 提出期間及び時間  
平成29年4月18日（火）から同年4月25日（火）までの間（日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、平成29年4月25日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。
  - ウ 提出方法  
4（1）の場所に持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、送付すること。
- (4) 企画提案書の提出  
プロポーザル参加者は、企画提案参加申込書提出の後、「県営発電施設PFI手法検討調査及び導入可能性調査業務委託 企画提案書等作成要領」（以下「企画提案書等作成要領」という。）に基づき、提出書類を作成し、平成29年5月9日（火）午後5時15分までに持参又は送付により事務局に提出するものとする。  
なお、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、送付すること。
- (5) 企画提案書の作成  
企画提案書の作成に当たっては、それぞれの業務ごとに作成することとし、以下のキーワードも考慮した提案とすること。
- ア 県営発電施設PFI手法検討調査  
必要性、PFIの適合多様性、コンセッション、リスク評価、VFMを算定するための留意事項、PFI手法を導入する上での課題
  - イ 県営発電施設PFI手法導入可能性調査  
リスク分担、市場調査、水利権、電力の地産地消、地域貢献
- (6) 企画提案書の無効  
次に掲げるいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。
- ア 参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの
  - イ 企画提案書等作成要領に示す要件を満たしていないもの。  
ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。
- (7) 提案者の失格  
審査委員に対し、プロポーザル選考に関し働きかけを行った者は失格とする。
- (8) 企画提案書作成に関する質疑応答
- ア 企画提案書の作成に当たり質問がある場合は、平成29年4月26日（水）午後5時15分までに電子メールアドレスに提出すること。（任意様式）
  - イ 電子メール以外での質問は受け付けない。
  - ウ 質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて次に掲げるインターネットのホームページに掲載して、企画提案書の提出期限までに随時回答する。  
（鳥取県企業局ホームページ「調達情報・企業財産売却情報」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>）
- (9) その他留意事項
- ア このプロポーザルへの参加は、企画提案参加申込書を期日までに提出した者に限る。
  - イ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、事務局より質問することがある。
  - ウ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。
  - エ 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となる。
  - オ 連携を依頼する予定の者及び業務の一部の再委託を予定する者、又は専門家への執筆等の依頼を予定する者（以下、「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、企画提案書等作成要領の1の実施体制

図で実施体制を明らかにすること。

## 5 審査会の設置

企画提案書等の審査を行うため、県営発電施設PFI手法検討調査及び導入可能性調査ポータル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 審査会は企画提案書等の順位を審議し、決定するものとする。
- (2) 審査会は5名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

### 審査委員

	氏名	所属・職名
委員長	光多 長温	公益法人都市化研究公室 理事長
委員	浅見 正和	公営電気事業経営者会議 事務局長
委員	亀井 一賀	鳥取県総務部行財政改革局 局長
委員	湊 正彦	鳥取県企業局 局長
委員	三柳 秀俊	鳥取県企業局東部事務所 所長

- (3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

## 6 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。  
なお、日時については変更する可能性がある。

- (1) 日時  
平成29年5月12日（金）時間は別途通知する。（予定）
- (2) 場所（会場）  
鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎4階 会議室（予定）
- (3) 持ち時間等  
プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を35分程度設ける。ただし、応募者数によって変更することがある。
- (4) 使用機器等  
プロジェクター、スクリーン及びパソコンは鳥取県企業局が会場に準備する。
- (5) その他  
ア 開催時、集合時間、会場等は、改めて参加申込者に通知する。  
イ 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。  
ウ プレゼンテーションは必ず、業務の従事予定者が行うこと。

## 7 評価方法

それぞれの審査委員（5名）が、下記の評価項目ごとに10段階で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。審査委員（5名）の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価の視点	係数	配点
履行能力(1)	提案者の履行能力の有無 ・同種業務実績の件数、内容	×1	10点
履行能力(2)	提案者あるいは協力者等の水力発電に関する履行能力の有無（協力者等とは、4（9）オの協力者等をいう） ・最大出力 1,000kW 以上の水力発電所の設計（新設あるいは大規模改修に限る）の実績の件数、内容 （平成19年4月1日から平成29年3月31日までに完成したものに限る。）	×1	10点
実施体制	履行の人的・組織的体制 ・経営、会計、法務、技術に関する専門家・有資格者が可能な限り直接雇用者により配置されているか。 ・水力発電に関する知識や実績を十分に有した協力会社や再委託先が確保された実施体制か。 ・業務統括者は同種業務における統括的経験を十分有しているか。 ・従事予定者に同種業務の従事経験が十分か。 ・十分な人員数が配置されているか。 ・協力者等の役割分担が適切か。また、協力者等にその役割を履行する十分な従事経験があるか。	×2	20点
提案力(1)	県営発電施設PFI手法検討調査の手法や調査方法、アウト	×2	20点

	プットについて、具体的で有効な提案がなされているか。		
提案力(2)	県営発電施設PFI手法導入可能性調査の手法や調査方法、アウトプットについて、具体的で有効な提案がなされているか。	×2	20点
計画力	県営発電施設PFI手法検討調査及び県営発電施設 PFI 手法導入可能性調査の作業工程が適切に示されているか。	×1	10点
見積金額	10点×(1-(提案価格-応募価格のうち最低価格)/(予算額-応募価格のうち最低価格)) ※上記算定式で得られた結果の小数点以下を四捨五入する。ただし、算出根拠が適正でない判断される場合は0点とする。	×1	10点

※評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
10点	↑ 優れている。 ↓ 劣る。
～	
1点	
0点	要件を満たしていない。

## 8 選定方法

- (1) 各審査委員の合計点を集計し、その集計点数で最も高い得点を得たものから順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は審査委員の合議によって最優秀提案者を選定する。

## 9 審査結果の通知

- (1) 審査結果を提案者全員に通知し、その概要を鳥取県ホームページで公表するものとする。
- (2) 通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。
- (3) 公表の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。

## 10 契約の締結

8により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、同条により順位付けられた上位の者から契約締結の協議を行う。

### 11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### 12 県営発電施設PFI手法導入可能性調査の実施条件

県営発電施設PFI手法導入可能性調査の実施に当たっては、県営発電施設PFI手法検討調査の結果をもとに、委託者において、PPP/PFI手法活用の適否を検討の上、適当と決定した場合に当該導入可能性調査を実施するものとする。

### 13 スケジュール（予定）

- |                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 公募開始                    | 4月18日（火）     |
| (2) 企画提案参加申込書の提出期限          | 4月25日（火）     |
| (3) 質問受付期限                  | 4月26日（水）     |
| (4) 企画提案書等提出期限              | 5月9日（火）      |
| (5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 5月12日（金）（予定） |
| (6) 審査結果の通知                 | 5月中旬予定       |
| (7) 契約締結等の協議及び見積り依頼         | 5月中旬予定       |
| (8) 契約締結                    | 5月中旬予定       |

### 14 その他

- (1) 3の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画

- 提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。
- (2) 提出された企画提案書等は原則として返却しないものとする。
  - (3) 企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。
  - (4) 委託者は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
  - (5) 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、企画提案書等を委託者に引き渡したときに、委託者に移転する。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属する。
  - (6) 選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。
  - (7) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。
  - (8) 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
      - (ア) 暴力団員を役員等（役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
      - (イ) 暴力団員を雇用すること。
      - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
      - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
      - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
      - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
      - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。
  - (9) この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県企業局経営企画課長が別に定める。